

# 騒音規制法の特定施設

(法第2条、施行令第1条、別表第1)

1		金属加工機械
イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。)	
ロ	製管機械	
ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)	
ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)	
ホ	機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)	
ヘ	せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)	
ト	鍛造機	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	ブラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。)	
ヌ	タンブラー	
ル	切断機(と石を用いるものに限る。)	
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5		建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m以上のものに限る)	
ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)	
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
7		木材加工機械
イ	ドラムバッカー	
ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)	
ハ	碎木機	
ニ	帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)	
ホ	丸のご盤(帯のご盤と同じ)	
ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)	
8	抄紙機	
9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成型機	
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	